

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2. ○○海岸保全地区（○○○）草刈業務に関する書類全部（契約書伺い含む）農林水産部○○、生産基盤課、港ワン運輸政策課、○○総合県民局県土整備部○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、農林水産部○○が保有する公文書を別紙のとおり特定した上で、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月5日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本来あるべき書類（委託契約書）「○○○の○○○ ○○○が県に登録した認証番号証明書等で（桜、松の植栽）バツサイしている書類がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第12条第1項に基づき行ったものである。

また、本件処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第8条第1号及び、第2号、第4号に該当するものと判断した。

(2) 条例第8条第1号、第2号及び第4号の趣旨

条例第8条第1号では、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、条例第8条第2号では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの、条例第8条第4号では、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定められている。

(3) 本件処分の理由

条例第8条第1号及び第2号、第4号は、個人の権利利益を害するおそれがある場合、法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある場合、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合において、公文書部分公開とする旨を定めたものである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が保有する「令和2年8月28日付け「R2 ○○○海岸 草刈り業務」の委託契約書を含む、契約関係書類」と推察される。

この契約関係書類のうち、農林水産部○○が保有するものについて、個人の権利利益を害するおそれがある、個人印の印影部分及び、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある、見積書に記載された単価及び金額、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、委託業務の予定価格等を非公開とし、本件処分を行ったものであり、本件請求に係る契約関係書類については、非公開部分を除き、すべて開示している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年 3月 5日	諮問
令和7年 5月29日 第2部会 (第23回)	審議
同 年 6月24日 第2部会 (第24回)	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を別紙のとおり特定して本件処分を行っている。
これに対して審査請求人は、あるべき書類がないので出せと主張しており、実施機関が行った公文書の特定を争っているものと解されることから、以下、本件請求に係る公文書の特定の妥当性（審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無）について検討する。

2 本件請求に係る公文書の特定の妥当性について

審査請求人が主張する、伐採作業を記録した書類については、委託業務完了後に作業内容が確認できる資料として、県に提出されるものである。

実施機関に確認したところ、作業内容が確認できる資料は委託業務完了報告書とともに、令和2年10月27日付けで県に提出されているとのことであり、請求時点では取得していないとのことである。

また、審査請求人は「あるべき書類」の存在についても主張しているが、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事情は確認できなかった。

したがって、実施機関において、審査請求人がその存在を主張する公文書を保有しているとは認められず、実施機関が本件請求に係る公文書を特定したことは、妥当である。

3 非公開情報である条例第8条第1号、第2号及び第4号の該当性について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号、第2号又は第4号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開とする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榘本 久実	税理士	

別紙

公文書の件名	公開しない部分	公開しないこととした理由
令和2年8月28日付け 支出負担行為決議書		
委託契約書一式	・〇〇の印影	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（徳島県情報公開条例第8条第1号に該当）
令和2年8月28日付け 「R200 〇〇〇海岸 草刈り業務に係る契約の 締結についての伺い書類 一式	・「令和2年8月24日付け見積書」の〇〇の印影 ・「R200 〇〇〇海岸 草刈り業務見積書」の草 刈り工、草集積、機械作業 、人力補助作業、直接工事 費計、諸経費の単価、金額	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（徳島県情報公開条例第8条第1号に該当） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの。（徳島県情報公開条例第8条第2号に該当）
令和2年8月17日付け 「R200 〇〇〇海岸 草刈り業務」に係る見積 依頼についての伺い書類 一式	・予定価格	公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。（徳島県情報公開条例第8条第4号に該当）
令和2年8月17日付け 〇〇〇海岸における樹木 、雑草等の除去・草刈りに ついての伺い書類一式	・予定価格 ・「R200 〇〇〇海岸 草刈り業務概算費用」の 草刈り工、草集積、機械作 業、人力補助作業、直接工 事費計の単価、金額、諸経 費の数量、単価、金額、合 計（消費税抜き）の金額	公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。（徳島県情報公開条例第8条第4号に該当）